

「住民の助け合いによる生活支援活動事業」の概要（モデル実施案）

実施時期

平成30年度中にモデル実施（3地区程度予定）

実施地区単位

1地区は概ね1行政区を基本とするが、区域全域に至らなくても複数区にまたがっても可

受託事業者

想定事業者

（1地区1事業者）

社会福祉法人、NPO、協同組合等 法人格を有する団体

事業者の業務

- ① 活動者と利用ニーズとのマッチング調整
- ② ケアマネージャーと連携したケアプランの確認による他の訪問型サービス（総合事業）との重複利用防止の管理
- ③ 活動者の活動実績に応じた介護予防ポイントの管理・報告
- ④ 活動者向け交流会・研修会等活動者の活動意欲向上に資する取組み など

利用者

利用対象者

要支援1または2の方等で、住民相互の助け合いの活動であることを理解している方

利用回数等

月8回まで（1回概ね60分以内）
※他の訪問型サービス（総合事業）との併用不可

利用者負担 ※

利用1回あたり 100円（利用時払い）

※利用者負担額・活動者への謝礼額は今後変更の可能性あり

活動者



活動者

大阪市在住の65歳以上（市介護保険第1号被保険者）かつ「大阪市介護予防ポイント事業」の参加登録している方

活動内容

- ① 買物（日用品の買物）、掃除（居室内の掃除、ゴミ出し）、洗濯（洗濯機による洗濯・乾燥、取入れ・収納）、調理 など
 - ② 買物同行、通院同行、薬の受取同行 など
 - ③ 上記とともに行うその他の生活支援活動（電球交換、植木の水やり、ペットの散歩など）【介護保険外のサービス】
- ※ ③の活動内容は①～②の合計時間を超えない範囲で活動可能

活動者への謝礼（1回あたり） ※

利用者負担 100円 + 介護予防ポイント 600円（6ポイント） 計 700円

なお、介護予防ポイントは1月あたりの換金上限を設定
60ポイント（6,000円）/月

活動者の保険

「大阪市介護予防ポイント事業」の登録者として、大阪市の市民活動保険（損害賠償責任保険・傷害保険）に加入

「住民の助け合いによる生活支援活動事業」(案) の流れ

